

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年12月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500109号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500082号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年7月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

昭和43年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和43年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和41年10月にA事業所に入社し、昭和43年12月末まで継続勤務していたが、請求期間の年金記録が無いので、調査の上、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録では、請求者の厚生年金保険被保険者資格は、昭和42年4月1日から昭和43年6月1日までの期間はB事業所、昭和43年7月1日から昭和44年1月1日までの期間はA事業所と記録されているが、請求者は、請求期間を含め、これらの期間において、自動車用品の製造販売会社のA事業所で継続勤務したと陳述しているところ、請求者の提出した請求期間を含むこれらの期間に係る給料支払明細書並びに昭和42年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は当該全期間において、A事業所より給与を支給され、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、B事業所に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、本社移転（C市からD市へ移転）を理由に昭和43年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、請求者を含む19人が厚生年金保険被保険者の資格を同日付けで喪失していることが確認できるところ、その全員が同年7月1日付けで新規適用事業所となったA事業所で資格を再取得していること、上記の被保険者名簿に記載された所在地と上記の源泉徴収票に記載されたA事業所の所在地が同一であること、両社の事業主が同一であることなどから、

両社は継続した事業所であったと考えられる。

さらに、請求者の提出した昭和43年5月分の給料支払明細書には、既にA事業所の名称及びD市の所在地が記載されていることから、A事業所は、B事業所の全喪日（昭和43年6月1日）には本社を移転していたものと考えられ、請求期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和43年7月1日から同年6月1日に訂正することが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当該期間に係る給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主の所在が不明であり、回答を得られないが、昭和43年6月1日から同年7月1日までの期間において、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていくながら、新規適用届を提出していなかったものと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500314号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1500040号

第1 結論

昭和48年*月から昭和50年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和50年9月まで

私が20歳になった昭和48年*月に、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれたはずである。請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金保険料の納付状況については、請求期間を除き保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識の高さがうかがえるものの、請求期間について、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った父は病気により回答することができない旨陳述しており、請求期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、請求者は、昭和48年*月に父が自身の国民年金の加入手続を行ってくれたと陳述しているが、請求者に係る国民年金被保険者名簿には、請求者が20歳に到達した昭和48年*月*日に国民年金の被保険者資格を取得したこと、その被保険者資格取得届が昭和52年3月5日に受け付けられたことの記載が確認でき、請求者の資格取得手続は同年3月5日に行われたことが推認されることから、請求者の陳述内容と相違する上、当該資格取得手続の時点を基準にすると、請求期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者は、自身が所持する年金手帳は1冊のみであると陳述しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500191 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第 1500041 号

第1 結論

昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 56 年 10 月から昭和 57 年 1 月まで

私は、A 社を退職した直後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、以後、婚姻による氏名変更及び住所変更手続もその都度行い、請求期間の国民年金保険料も納付していたはずである。それにもかかわらず、国民年金の加入記録について、私が所持している年金手帳とねんきん定期便に記録された内容が相違しており、請求期間が未加入期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①は 3 か月、請求期間②は 4 か月といずれも短期間である上、請求者は、国民年金に任意加入した翌年度以降の国民年金保険料を全て前納し、国民年金の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。また、請求者が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に請求期間①に対応する被保険者資格記録の記載が確認できる。

しかしながら、請求期間①については、B 市の国民年金収滞納一覧表、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は任意加入被保険者となった昭和 57 年 2 月 24 日と記録されていることが確認できることから、請求期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

したがって、上記のとおり、請求者が所持する年金手帳には請求期間①の被保険者資格記録が記載されており、加入手続において行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえるものの、国民年金収滞納一覧表には、請求期間①の国民年金の被保険者資格記録及び国民年金保険料の納付書の作成記録が無いことを踏まえると、請求者が請求期間①の保険料を

納付していたと推認することはできない。

請求期間②については、請求者は昭和57年2月24日に国民年金の任意加入被保険者となっているところ、請求期間②において請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、請求者は国民年金の任意加入の対象者となり、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされていることから、同年2月の時点では、任意加入の対象者であつた請求者は請求期間②の始期に当たる昭和56年10月に遡って被保険者資格を取得することができず、請求期間②の国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間①及び②について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。